

〇一関工業高等専門学校地域共同テクノセンター規則

(平成18年2月28日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、一関工業高等専門学校学則第12条の規定に基づき、一関工業高等専門学校（以下「本校」という。）に一関工業高等専門学校地域共同テクノセンター（以下「センター」という。）を置き、センターの組織及び管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは 地域産業の振興・活性化及び本校の研究力の組織的向上を図り、本校の学生の教育に還元することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 産学官の情報交流に関すること
- 二 地域企業等と連携した活動の企画・実施に関すること
- 三 外部からの技術相談に関すること
- 四 共同研究、受託研究及び受託試験の実施に関すること
- 五 本校の研究力の高度化及び外部資金獲得促進に関すること
- 六 公開講座の実施に関すること
- 七 講演会及び講習会の実施に関すること
- 八 企業技術者向け人材育成事業実施に関すること
- 九 地域共同テクノセンター施設の管理及び運営に関すること
- 十 その他センター長が必要と認めたもの

(部門)

第4条 センターに業務遂行のための組織として、次の部門を置く。

- 一 企画戦略部門
- 二 研究高度化・外部資金獲得促進部門
- 三 人材育成事業部門

(部門長)

第5条 部門長は第4条に定める部門ごとにセンター長が推薦し、校長が任命する。

2 部門長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副部門長)

第6条 副部門長は第4条に定める部門ごとにセンター長が推薦し、校長が任命する。

2 副部門長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(産学官連携コーディネータ)

第7条 センターに、産学官連携コーディネータ（以下「コーディネータ」という。）を置くことができ、センター長の推薦に基づき、校長が任命する。

- 2 コーディネータは、センター長の命を受け、次に掲げる業務を行う。
 - 一 産学官連携活動の支援
 - 二 技術相談に対する支援
 - 三 外部資金獲得に対する支援
- 3 コーディネータの任期は1年とし、再任を妨げない。

（委員会）

第8条 センターにその組織及び運営に関する事項を審議するため、一関工業高等専門学校地域共同テクノセンター委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（審議事項）

第9条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 第3条各号に定める業務に関すること。
- 二 各部門の連絡調整に関すること。
- 三 公益財団法人岩手県南技術研究センター（以下「県南技研」という。）の定款第4条第1号から第3号まで、第5号及び第6号に定める事業の推進に関すること。
- 四 県南技研定款第4条第1号及び第2号に基づき、特定のテーマについて本校教員又は本校教員と企業等技術者が共同で行う研究（以下「県南プロジェクト研究」という。）の募集、採否及び評価に関すること。
- 五 岩手県及び近隣行政機関等と連携して行う地域の人材育成事業実施に関すること
- 六 その他テクノセンターの業務に関すること

（組織）

第10条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 センター長
- 二 副センター長
- 三 各部門長
- 四 各副部門長
- 五 コーディネータ
- 六 事務部長

（委員長）

第11条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

（委員以外の者の出席）

第12条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(報告)

第13条 委員長は、委員会の審議の結果を校長に報告する。

(専門部会)

第14条 委員会に特定の事項を審議するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は別に定める。

(事務)

第15条 センター及び委員会に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、センターに関して必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 一関工業高等専門学校地域連携推進委員会規則及び一関工業高等専門学校高度生産技術教育研究センター規則は廃止する。

附 則

この規則は、平成18年7月12日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年5月9日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月3日規則第32号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。